

平成20年8月15日

入札参加業者 各位

和泉市総務部契約課

工事請負契約における単品スライド条項の適用について（お知らせ）

最近の鋼材類及び燃料油が高騰している状況に鑑み、本市発注の工事に関して、工事請負契約書第21条第6項の規定「単品スライド条項」を当分の間適用することにしましたのでお知らせします。

記

1. 適用日 平成20年8月15日
2. 対象工事 適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事
3. 対象資材 「鋼材類」及び「燃料油」
4. 本市の負担 対象資材の価格上昇に伴う増額部分の内、対象工事費の1%を超える額  
(注) 鋼材類と燃料油のそれぞれについて、変動額が対象工事費の1%を超えているかどうかで判断します。たとえば、鋼材類が1%以上の変動で、燃料油が1%未満の変動の場合は、鋼材類のみが対象となります。
5. 請求手続き 工期末の2箇月前までに請求するものとします。  
(注) 工期の末日が平成20年10月31日以前である工事の請求は、工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日までとします。

## 運用基準の概略

### 1. 対象工事費の考え方

「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）や部分引渡しを受けた部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたものです。

### 2. スライド条項の適用手続き

#### (1) 申請時期・契約変更時期

工期末の2箇月前までに請求      工期内に契約変更

(注) 工期の末日が、平成20年8月15日以降で平成20年10月31日以前である工事の請求は、工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日までとします。

#### (2) 証明書類の提出(必須)

実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出する必要があります。

### 3. スライド額の計算で用いる単価

(1) 鋼材類      原則、現場に搬入された月に基づく実勢価格

(2) 燃料油      原則、購入した月に基づく実勢価格

(注) 実際に購入した際の鋼材類及び燃料油の購入金額の方が、実勢価格に落札率を乗じたものよりも低い場合は、実際の購入金額を用います。

### 4. スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 原則、設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

### 5. スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記3の単価と上記4の数量を用いて再積算(経費の変更は行わない)した対象工事費と、スライド前の対象工事費の差額から、スライド前の対象工事費の1%相当額を減じます。

(注) 鋼材類と燃料油のそれぞれについて、変動額が対象工事費の1%を超えているかどうかで判断します。たとえば、鋼材類が1%以上の変動で、燃料油が1%未満の変動の場合は、鋼材類のみが対象となります。